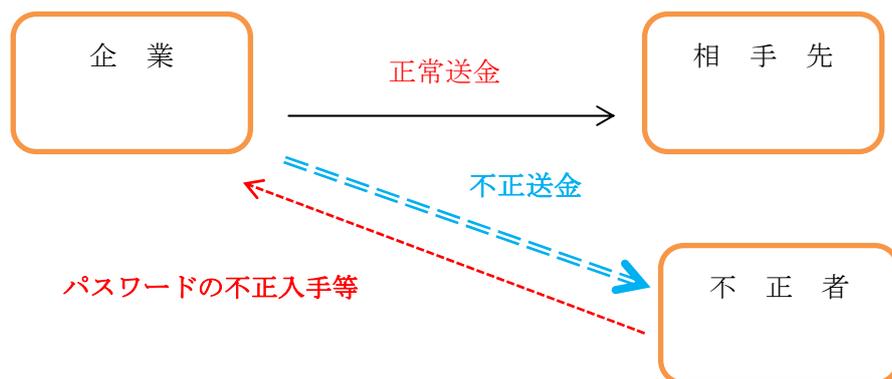


# インターネットバンク不正送金の補償について

## 1. 概要

- ・全国銀行協会はインターネットを通じた不正送金の急増を踏まえ、被害を受けた中小企業等の法人に銀行が補償する指針を定めました。
- ・ネットバンクによる被害は2012年度に1件だったのに対し、昨年度は34件に増加し、被害額も400万から1億8200万円まで膨らんでいる。こうした被害が急増していることに伴い、銀行側にもセキュリティ強化を求めます。また、企業の被害を補償する前提として、6カ条を掲げてその条件に当てはまれば銀行が補償に応じてくれることになります。



## 2. 企業に求める6条件

### ① 使い捨てパスワードなど銀行が導入している対策の実施

一度銀行へ問い合わせしてください。

### ② 基本ソフト（OS）やその他のソフトの最新版への更新

OSのアップデートを忘れずに行う。セキュリティの行われなくなったOS（Windows XP以前のOS）は対象外となります。

### ③ メーカーのサポートが切れたソフトの使用禁止

Windows XPなどは対象外となります。

### ④ 最新セキュリティ対策ソフトの導入

Norton等（なるべく有料のもの）を導入してください。ご利用のパソコンのOS・ブラウザソフトを更新し、セキュリティパッチを適用する、ウイルス対策ソフトは最新のパターンファイルを更新する等、ウイルスの感染やスパイウェアの侵入にご注意ください。（無料のものは要注意）

### ⑤ ネットバンキングの利用パスワードの定期的な変更

ネットバンキング画面で変更のお知らせが出たら即座に変更するようにしてください。

### ⑥ 銀行が指定した正規の手順以外の電子証明書の利用取りやめ

指定以外の証明書を使用した場合は対象外となります。

以上の要件を満たしているか、一度ネットバンキングを利用している金融機関にご確認してください。